

デジタル社会における地域社会の社会領域としての可視化に関する一考察

——大分県臼杵市の地域インフラ事業を事例として——

城 戸 秀 之

1 デジタル化が進む現代社会における社会的中間領域の意味とは

1-1 研究の背景

本論文は現代社会において全体化と個人化が進むなかで社会の中間領域としていかに地域社会が可視化されうるのかを問うことを研究課題とする。

現代社会の社会変容の特徴は全体化、それと並行する個人化、移動の恒常化であるモバイル化として捉えることができる¹。システムの機能において汎用化し、人間の行為空間としても脱領域化するこうした「現代化」の過程においては、固定的範囲をもつ地域社会はそれまでのような中間領域における社会生活の準拠枠としての社会的機能を果たすことができなくなる。それによって生活空間として生活者に有意味の社会的領域として可視的に認識されることが難しくなっている（城戸 2020）。

その一方で、政策的には「地方創生」に見ら

れる様に社会課題の解決における枠組みとして地域社会は位置づけられている²。この2つの側面が重なるのがデジタル化の領域である。電子ネットワークのグローバル化とモバイル機器とアプリケーションによるユーザの情報通信利用領域の拡大が示すように、デジタル化はシステムとしての社会の全体化および個人化における汎用化を促進する過程であり、社会の各領域においてデジタル技術導入によるシステム変革としてのデジタル・トランスフォーメーション（以下、「DX」）が進められている³。

このような社会全体でデジタル技術による合理化を進めるために、政府は「デジタル社会」を政策ビジョンとして掲げている。令和3年（2021）年5月に「デジタル社会形成基本法」が制定され、管轄官庁として新たにデジタル庁が同年9月に新設されている⁴。そこでは行政分野を中心に課題解決のための組織的なデジタル化の推進とデジタル・データの利用拡大を進め

¹ これについては、ベックの「リスク社会」（Beck 1986=1998）やバウマンの「リキッド・モダニティ」（Bauman 2000=2001）、リッアの「無のグローバル化」（Ritzer 2004=2005）、アーリの「モビリティ」（Urry 2007=2015）などの論点で指摘されている。

² 「地方創生」については、内閣官房・内閣府「地方創生」（2024年8月3日取得：<https://www.chisou.go.jp/sousei/>）を参照。

³ 行政におけるDX推進については、総務省ホームページ「地方行政のデジタル化」（2024年8月3日取得：<https://www.soumu.go.jp/denshijiti/index.html>）を参照のこと。また、企業におけるDXの推進については、2022年9月改訂経済産業省「デジタルガバナンス・コード2.0」（2024年8月3日取得：<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913002/20220913002.html>）を参照のこと。

⁴ デジタル社会形成基本法については、内閣府「デジタル社会形成基本法の概要」（2024年8月3日取得：https://www.cas.go.jp/jp/houan/210209_1/siryoul.pdf）を、デジタル庁については同庁ホームページ（2024年8月3日取得：<https://www.digital.go.jp/>）を参照のこと。

ることを求めており、デジタル化事業の主体としての地域社会が重視されている。

令和5（2023）年からは「デジタル田園都市国家構想」（以下、「デジ田構想」）としてデジタル化政策が進められている⁵。5カ年間の重要業績指標と工程表を定め、地方に対しては地域の社会課題を踏まえその個性を生かした政策・事業の策定を求めている⁶。それは地方からのデジタル整備を実効的に進めることを狙った政策であり、自治体等によるデジタル化事業を公募し、「デジタル田園都市国家構想交付金」を交付している⁷。また、優れた取り組みについては表彰するなど競争の要素を加えることで、事業主体である自治体や団体に対してデジタル化の実効性の意識を強く持たせることを狙ったものといえる⁸。

このように政府はDX推進政策において、より競争的要素の強い交付金事業という形で地方の地域社会でのデジタル化を実効的に進めている。これはただ自治体などの内部の組織的な合理化だけではなく、その業務と関連する公共サービスやその民間での利活用においては住民の活動の電子データ化を伴うものである⁹。政府の政策ビジョンとしてのデジタル社会とは、次章で触れるように国民個人を電子データとし

て把握することでより効率的・合理的なシステムとすることと考えられる。これは全体化と個人化という現代社会の変化に対する実務的対応といえることができるが、後で検討するようにそこでの地域社会の位置づけについては十分に考察する必要がある。

1-2 本論文の視点と目的

冒頭の研究課題で述べたように、上記の様なデジタル化政策において地域社会はいかに生活者に可視化されうるだろうか。本論文はデジタル化事業における事業主体である自治体などの政策評価を目的とするものではないので、生活者の集まりとしての地域社会が社会的に意味のある中間領域として現れうるのかを問うことになる。

デジ田構想は地方からのデジタル化を謳いながらも、実質は交付金を手段とする「上から」のデジタル化政策といえ、デジタル技術のもつ汎用性によるシステム全体における最適化を目的とするものと考えられる。それは地域社会をデジタル・データに還元し利活用することを目的としており、事業主体（地方の自治体・企業などの諸団体）はデジタル・システムのリソースとなるエリア内のデータ提供者として機能す

⁵ デジタル田園都市国家構想については、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局「デジタル田園都市国家構想」ホームページ（2024年8月3日取得：<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digitaldenen/index.html>）および、デジタル庁「デジタル田園都市国家構想」ホームページ（2024年8月3日取得：https://www.digital.go.jp/policies/digital_garden_city_nation/）を参照のこと。

⁶ 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を参照のこと（2024年8月3日取得：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_denen/pdf/20221223_honbun.pdf）。

⁷ デジタル田園都市国家構想交付金については内閣官房・内閣府総合サイト「地方創生」の「デジタル田園都市国家構想交付金」を参照（2024年8月3日取得：<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html>）。

⁸ デジ田甲子園については、内閣官房「デジタル田園都市国家構想実現会議」ホームページの「デジ田甲子園」を参照のこと（2024年8月3日取得：<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digitaldenen/archives/koushien/index.html>）。

⁹ 総務省の「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第3.0版】」（2024年4月24日）では、「住民等とその意義を共有しながら進めていくことも重要となる」とあり、住民の生活そのもののDX化であることが示されている（2024年8月3日取得：https://www.soumu.go.jp/main_content/000944052.pdf）。

ることになる。そこで可視化されるのは、デジタル化されたサービス群と提供者としての組織体、そして利用者としてデジタル化されたユーザであろう。そこでは、デジタル・サービスのユーザにおける利便性はユーザ自身をデータに還元することにより得られることとなる。

こうしたデジタル化は電子的な規格による電子データへの記号的変換であり、その過程では規格に合わない要素は捨象される。しかし、地域社会の固有性を電子データとして標準化され得ない要素を含むものと捉えるならば、地域社会のデジタル化においてはその汎用性の一方で、地域社会の固有性をも踏まえる必要がある。

これまでの筆者の研究では地域情報化の段階においては、地域社会を技術的に上位システムのリソースとする「地域の情報化」に対して、地域社会の固有性を踏まえた技術・サービスの選択的主体の導入を「情報の地域化」ととらえ、地域インフラの利活用・運営における地域社会内のアクター間の社会的連携の形成に焦点を合わせてきたが（城戸 2010）、地域社会のデジタル化においては上記のように地域社会自身がそのリソースとなり機能的に脱地域的な側面が強まる状況にある。このような段階にある現在の地域社会において社会的中間領域を論じるには枠組みの修正が必要になる。この手がかりを検討することが本論文の目的となる。

そのためにデジタル化する現代の地域社会に適した分析視点を得るためには、デジタル化が進み機能化が進む地域社会における機能的領域で中間領域として有意義な空間を可視化させる社会的枠組みを想定する必要がある。その枠

組みとして、デジタル化されない社会の領域をデジタル化された領域に媒介する社会的装置を問うことを考えている。そのような社会的装置に媒介される諸アクターにとって社会的中間領域が有意義な枠組みとして機能すれば、機能的に認識されデジタル化された生活空間においても地域社会は可視化されうるのではないだろうか。

本論文では、まず前稿（城戸 2023）でも取り上げた社会ビジョンと、デジタル化に関する現代社会研究を考察し現代社会のデジタル的特性について整理する。次に中間領域にアーキテクチャ概念を適用して2023年度に行った臼杵市での聞き取り調査をもとに、同市のこれまでの地域情報化事業を踏まえて、社会のデータ化・デジタル化における中間領域としての地域社会のあり方について考察する¹⁰。最後にデジタル社会における地域社会の生活領域としての可視化の意味と可能性について考察する。

2 最適化される社会，非人間とともに生きる社会

2-1 社会ビジョンにおけるシステムの最適化

この章では、情報通信を存立基盤とする現在の社会システムにおいて、変革の目標として「最適化」が置かれること、そしてインフラやサービスなどの機能的モノという「非人間」的存在が単なる手段ではなくもはや人間の同等の構成要素と捉えられるという2つの論点を検討し、そこから中間領域としての地域社会が置かれた現代的状況の下でのデジタル領域における社会的中間領域の可能性について考える。

まず、前稿（城戸 2023）でも取り上げた日

¹⁰ 第3章で取り扱う内容は2023年8月に臼杵市DX推進室にて行った聞き取り調査の内容に基づき整理したものである。ご協力いただいた関係各位にここでお礼を述べたい。

本の科学技術のイノベーションを志向する社会ビジョンと、そこに見られる社会観について検討する。ここでは政策的ビジョンとしての「Society 5.0」と、社会的観点も踏まえて将来の社会像を論じた「Community 5.0」を取り上げる。

Society 5.0は科学技術政策におけるもので、ICTを活用したシステム間の連携、自律化・自動化による価値創造を目指す「超スマート社会」が実現したものと位置づけられている¹¹。そこでは仮想空間と現実空間との融合により経済発展と社会的課題の解決を目指すものとされている¹²。これは情報通信を中心とする科学技術のイノベーションにより実現されるサイバー空間を現実空間に組み込むことで新たな価値の生産形態を目指したビジョンであり、そこでは先端的情報通信技術により構築されるプラットフォームによる社会の量的な最適化が目的となる。

Society 5.0を踏まえると、前述のデジ田構想における地方からの実効的なデジタル整備の推進はこのシステム全体での最適化のための下位システムにおけるデジタル・システムへの組み込みと捉えることができる。社会課題そのものは地域社会により取り上げられるが、そこでは社会全体に共通する電子データ化に適した事業が選考されることになると考えられる。この点で、このビジョンに基づくデジタル化は社会全体での量的な最適化を最終的な目的にするもの

ということができる。

これに対し、Community 5.0は学際的研究団体が提唱するもので、上記のSociety 5.0のような超スマート社会における社会課題の解決に社会的過程を組み込むことを目指したものである¹³。遠藤薫は、Community 5.0において上記のような自然科学中心の最適化や将来予測に「共生」をキーワードにして社会科学的方法を適用することを論じている（遠藤 2018）。そこでは社会課題の解決においては量的な最適化だけでなく、多様性や社会的公共性などの社会的価値が実現されることの重要性が指摘される。そのためにコミュニティのマネジメントにおいては、将来のビジョンにむけた社会的合意形成に対して社会科学的方法を適用した評価システムの構築が必要であるとされる。このようにCommunity 5.0は自然科学的なイノベーションによる量的な最適化に対して、その実現に社会的価値や社会的合意によるプロセスを組み込むことが特徴となっている。

一方でこのCommunity 5.0に関する地域研究では、非デジタル的な要素がデジタル社会における社会的なつながりの契機となることが指摘されている。北村順生によるデジタル技術もちいた映像アーカイブ構築に関する研究では、アーカイブそのものよりも、その共同視聴とそれを契機とするコミュニケーションにより生み出される共感が地域社会における社会的枠組み

¹¹ 内閣府ホームページ「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）を参照のこと（2024年8月7日取得：<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html>）。また「第6期科学技術基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）でもSociety 5.0の実現が謳われている（2024年8月21日取得：<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>）。

¹² 内閣府ホームページ「Society 5.0」を参照のこと（2024年8月7日取得：https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html）。

¹³ 詳しくは横断型基幹科学技術研究団体連合ホームページ（2024年8月7日取得：<https://trafst.jp/>）、および慶應義塾大学JST未来社会創造事業ホームページ「超スマート社会の実現」領域「構想駆動型社会システムマネジメントの確立」（2024年8月7日取得：https://lab.sdm.keio.ac.jp/S5_JST/index.html）を参照のこと。

を可視化することが指摘されている（北村 2018）。

また、服部哲・松本早野香・吉田寛は、東日本大震災の被災地における地域 SNS の研究では、先端的情報システムの外部にあり、それに直接参加しない人々にも焦点を合わせている（服部・松本・吉田 2018）。研究事例においては、サイバー空間である SNS がその外部の地域社会の社会関係により支えられていることが指摘される。SNS のユーザでない住民も彼らとコミュニケーションを取ることで間接的に参加していると見なされ、むしろ服部らはこのような非主体的なユーザを想定して SNS を設計したとされている。そこでは日常的なつながりを媒介的文脈として SNS が地域社会に埋め込まれることで、能動的でない人々もユーザとなることが指摘されている。

Society 5.0 と Community 5.0 を概観してきたが、そこからは次の 2 点の示唆が得られる。1 つはともに現代社会でのデジタル化が量的な最適化を指向するものであり、そのための地域社会のデータ化が必要になることが分かる。一方で後者においてはそこにおいても、目標設定においては社会的価値や社会的合意の過程が必要となり、さらにはデジタルなシステムが地域社会で機能するためには外部である地域社会での社会的文脈が基盤として必要になることが分かる。地域社会のデジタル化を考える場合にはこの 2 つの点を踏まえる必要があり、特に社会的中間領域の考察においては後者の論点が重要になると考えられる。

2-2 人間と非人間からなるシステムとしての現代社会

第 2 の論点は現代社会では人間ではない機能

的な存在が人間と同等の社会的構成要素となる点である。それまでのような人間や組織により構築されるシステムとしての社会ではなく、むしろ人間ではないモノを含んで構成されるシステムへの転換という理解である。

以前も取り上げたが（城戸 2019）、アーリはモバイル化した現代社会において移動可能性が社会的階層分化と関連することを指摘し、それを引き起こす要素として「ネットワーク資本」について論じている（Urry 2007=2015: 288-301）。ネットワーク資本とは距離のある他者との社会関係を維持するためのものであり、場所に制約されない情報とそれへのコンタクト・ポイント、通信デバイスなど 8 つの要素を挙げている。これらは個々の主体に属するものではなく、個々人と個々人、そして「環境」のアフォーダンスとの連関による産物であり、関係の「寄集」が構成されるとしている（Urry 2007=2015: 294）。

アーリは資本の概念をもちいているが、それはモバイル社会においては移動する人間にとっては移動そのものを生み出す機能的な前提であり、モバイル社会は移動する人間とネットワーク資本から構成され、移動を遂行する機能的なシステムとして捉えられている。

これと同様に、別稿（城戸 2022）でも取り上げた現代メディア研究において、デジタル化が進む現代のメディア経験を理解するためのアプローチとして、土橋は人間と人間でないものの連関という観点からアクターネットワーク理論の適用について述べている（土橋 2021: 50-72）。アクターネットワーク理論はラトゥールの提唱するもので、人間だけでなく人間でないものも人間と同等の社会のアクターとし、両者の連関から社会を捉えるアプローチを提唱する

ものであるが (Latour 2005=2019), これを踏まえて土橋は現在のメディア利用環境を理解するには人間が一方的にメディアを利用するのではなく、メディアも非人間的アクターとしてアクターである人間と連関し影響を与えるものとしてとらえる必要があると指摘している。

この観点をデジタル・テクノロジーの領域に焦点を合わせたものとして、エリオットの論考をあげることができる (Elliot 2019=2022)。ここでは AI とロボット工学が社会や人間に与える影響について否定的論考と肯定的論考を対比して取り上げ、より社会理論に基礎づけられた文脈で考察することが課題とされている。

エリオットはデジタル・テクノロジーの浸透した現代人の生活をデジタル・ライフと呼ぶが、そこでの社会関係はデジタル技術により媒介されたものであり、非人間としてのネットワークやデジタル機器の操作などが日常生活に浸透していることを示す。前述のラトゥールを踏まえて、人間と人間でないものとの関係としてデジタル化された社会を見ており (Elliot 2019=2022: 81-84), デジタル・テクノロジーによる作業・応答などの自動化、非人間としての「他者」などに考察の焦点が合わせられる (Elliot 2019=2022: 191, 194)。

このように描かれるデジタル・ライフにおいては、個人は現実の環境とデジタル環境などを絶えず行き来しており (Elliot 2019=2022: 149), デジタル・テクノロジーによりデジタルな相互作用や遠距離の社会関係が現れることにより、社会関係は固定的・静態的な相互作用から、よりモバイルでネットワーク化されたデジタルな相互行為へと変容し、場所の重要性は大幅に減少していることが指摘される (Elliot 2019=2022: 179-189)。

またデジタル・ライフにおいては、日常生活の広範な領域がデジタル・テクノロジーを通じて調整され管理されているという暗黙の了解があり、さらにデジタル機器に媒介された相互行為は非人格的、機能的メカニズムに依拠し、その非人格的公理に対して暗黙の信頼があることも述べられる (Elliot 2019=2022: 197)。こうしたデジタル・ライフは脱-同期化・個人化されるとともに社会関係がネットワーク化され、そこでは自己もネットワーク化され、接続と切断という規則的でルーティンな反復的行為を請け負うことになることが指摘される (Elliot 2019=2022: 202-205)。

上記の論考において、エリオット自身はデジタル化を人間や社会にとって不可避なものとしており、負の影響は認めながらも、デジタル化された社会では経験を生み出す新しいあり方、欲望と情動を探索する新しい形式を伴ったものであると考えている (Elliot 2019=2022: 173)。

この節で取り上げた論考からは、特に社会のデジタル化を考える場合に、人間と人間からなる社会から、人間と非人間的要素からなる機能的なシステムとしての社会になったとの理解が必要であることが分かる。これは本論文の対象である中間領域としての地域社会においても考察の前提としなければならない。それは中間領域の構成要素の変化であり、またそこでの社会関係の変化であり、そのことを確認しておく必要がある。

2-3 最適化・非人間化するデジタル社会における社会的中間領域とは

この章では量的最適化を行うデジタル・システムとしての社会ビジョンと、機能化が進み人間以外の要素も人間と同等な構成要素と捉える

先行研究を見てきた。本論文の課題であるデジタル化した社会での中間領域としての地域社会の可視化に関して、これらの論考からはいかなる示唆が得られるのだろうか。

まず、最適化という論点については、ひとつは全体における最適化の精度を上げるための下位の位相での最適化をおこなう領域としての地域社会の位置づけが考えられる。この場合地域社会は、前述のようなデジタル化事業に見られるように、その領域での量的な電子データ化とそれによる最適化を行うエージェンシーとして現れることになる。また、個人もその下位システムでの最適化をととして全体での最適化に資するユーザとして現れると考えられる。

また、Community 5.0で見たように、最適化のための量的データ化に適さない質的な要素については、経験や感情の共有により顕在化される地域社会の固有性や、サイバー空間のコミュニケーションの前提として機能する地域社会の社会関係などに社会的な中間領域の現れを見ることができる。

しかし、非人間的要素を人間と同等の要素として含むシステムとしての社会という論点からは、地域社会そのものもデジタル化により人間のみによる集団ではなく、デジタル・ネットワークやデジタル機器、それらを介したデジタルなサービスも連関する構成要素に含まれるものとして理解する必要がある。デジ田構想にあるような整備事業による地域社会での実効的なデジタル化の進展はこのような状況を地方社会においても現実することになる。

その場合は、先に見た地域社会の質的な要素は捨象され、地域社会の生活者もデジタル・

サービスのユーザとしての性格が強くなり、デジタル的ルーティンにおけるデジタル・データとして表出されると考えられる。またエリオットが指摘したようにデジタル化された生活ではネットワーク化され社会的空間とは非同期になり場所としての意味が薄れるのならば、中間領域はサービス・エリアとしての機能的な範囲としての性格がより強くなり、人間と人間との関係の集まりという社会的性格はそのままでは現れにくくなる。

地域社会の社会課題は量的な側面だけでなく、人間を対象とする故の質的な側面が含まれると考えられる。Community 5.0において社会的文脈をデジタルなシステムに組み込むことが試みられたように、この質的な要素をデジタルなシステムに媒介するためにはデジタルな機能的領域において中間的な準拠枠として機能する社会的仕組みを考える必要がある。それはデジタルのシステムに中間的な社会的装置を組み込むことであり¹⁴、そこから汎用的にデジタル化する地域社会において固有の社会的中間領域をプロセスとして可視化する可能性を考えてみたい。

次章ではこの論点を踏まえて、中間領域におけるアーキテクチャの観点から白杵市の地域イントラ事業を事例として、デジタル事業において見いだせる地域社会の固有性とそれに関する社会的中間領域としての意味を考察する。

¹⁴ Community 5.0で取り上げた北村と服部らの研究における実践的活動は、デジタルな空間と社会的空間を媒介する社会的装置についての社会的実験ということができる。

3 地域社会のデジタル化と地域インフラの社会的意味

3-1 デジタル化する地域社会における中間領域のアーキテクチャ

前章ではデジタル化が進む社会は量的最適化を遂行する全体システムとして設計されることが、社会の機能化が進む中では非人間的要素を人間と同等の構成要素とするものと理解されることを見た。またデジタル化が進む現代社会においては、それ以前からの都市化に加えて（城戸 2020: 95）、社会空間が同期的空間から非同期的空間に転化していることも指摘されていた。これらの論点をふまえて、こうした状況に置かれた地域社会において社会的意味をもつ中間領域を位置づけるには、デジタル化する社会のなかにデジタル化されない要素との媒介となる社会的装置を組み込むことが重要になることを論じた。

この章では上記の論点に基づき、まずそのデジタル化が進む地域社会において中間領域を位置づけるための視点として「アーキテクチャ」の概念取り上げ（城戸 2020）、デジタル化した地域社会における中間領域としてのその社会的意味を大分県臼杵市の地域イントラネット事業を事例として検討する。

アーキテクチャは一般にはハードウェアやソフトウェアの基本的設計や仕様に関して技術論的文脈で用いられる概念であるが、これを現代社会についての分析概念として用いたのがレッシングである（Lessig 1999=2001）。彼は法学者の立場からサイバー空間においては情報を処理するコードにより予め利用者が意図しないままその行為が規制されることを問題点として論じた。そこでは、ユーザは預かりえないところで特定の価値観により知らないまま規制されるこ

とになる。

レッシングは民主的意思決定など法学的な観点から考察しているが、これを現代社会批判として取り上げたのが東浩紀である（東 2007）。かれはインターネットにおける監視に焦点を合わせて、「環境管理型権力」として個人が受動的な自由を享受する一方で、非意識的に国家の管理を受容することの危険性を現代社会の状況として指摘した。

これをキーワードとしていくつかの論考が行われたが、本論文の論点に関するものとして、鈴木謙介は人材プログラムの事例を挙げて、アーキテクチャを人間に一定の幅の自己決定を促す仕組みとして位置づけている（鈴木 2009）。そこで彼は制度による運営という側面を加えることで、社会的側面での自由と最適化の両立により創発性が生まれる点を強調している。この鈴木の前掲は全体社会というマクロな位相ではなく、人材プログラムというメゾの位相においてアーキテクチャを捉えており、この制度による運営という論点はアーキテクチャの概念を社会的中間領域に適用することに示唆を与えてくれる。

ここではデジタル化が進む社会の機能的空間における社会的枠組を考察する手掛かりとするために、地域社会の中間的アーキテクチャとして地域情報インフラを取り上げる。それは地域社会において地域社会を志向する価値に基づき制度的に管理・運営されるものであり、そこでの地域社会内のアクターの関与により社会的文脈が組み込まれることで、デジタルなプロセスの社会的な透明化・可視化を想定することができる。ここに行動規制における不透明性が論点となった全体システムとは異なり、可視的な制度的装置として行動を方向付ける中間領域での

アーキテクチャのあり方に社会的装置としての可能性を見ることができると考えられる。

3-2 臼杵市の地域イントラネット事業の事例

これまでも大分県臼杵市を事例として取り上げてきたが、その理由は以下の点にある。1つは大分県が1980年代から現在に至るまで県域での地域情報化に取り組んできた点にある。地方での情報格差を共通の課題との認識を地域社会で共有することをもとに、当初のユーザを主体とするパソコン通信サービスから始まり（尾野1994）、行政機関にとどまらない各セクターの協働による情報インフラ整備が行われている（城戸2004, 2009）¹⁵。

このように大分県では地域情報化において地域情報ネットワークの構築と活用という課題に対する地域内の各セクターによる協働を通して地域社会が可視化されてきたと考えられる。

次の理由は上記を背景とする臼杵市の地域イントラネット事業の特徴にある。同事業は平成11（1999）年度より光ファイバーのケーブルネットワークを基幹回線として現在まで継続的に行われている（城戸2002）。それは単なる情報通信基盤の整備ではなく、地域社会の総合的な課題解決の手段の1つとして位置づけられており、情報環境や情報化政策の変化に合わせた課題設定の下で継続的に行政や地域組織により主体的に行われてきたのである（城戸2002,

2014, 2015, 2019）。

以上の理由により臼杵市の地域イントラネット事業においては2000年以降の地域社会での情報化・デジタル化への対応のあり方を見ることができるのである。

上記の様な臼杵市の地域情報化事業の特徴を踏まえて、以下2023年8月に行った同市での聞き取り調査をもとに2019（令和元）年度から2023（令和5）年度までの同市の地域情報化事業におけるデジタル化の概要を整理する。

行政デジタル化の推進

臼杵市では令和4（2022）年4月に「臼杵市DX推進計画」（以下、「DX推進計画」）が策定されている¹⁶。計画期間を令和4年度から令和6年度とし、DXを積極的に推進して行政手続きのデジタル化を進めて「デジタル3原則」¹⁷を完結させることが謳われ、以降これに基づいた事業が行われている。

はじめに同市の地域情報化の基幹である地域イントラネットに関する事項を取り上げるが、上記のDX推進計画に基づき、行政のデジタル化促進をすすめるために組織改革が行われている。それまでケーブルテレビと地域情報は総務課が所管していたが、総務課内にDX推進室が新設され、財政改革・組織改革も担当することとなった¹⁸。

臼杵市では平成24（2012）年度より伝送路の

¹⁵ 大分県は政府の補助事業を活用して市町村と共同で整備した基幹ネットワーク「豊の国ハイパーネットワーク」を運営している。これは民間利用を前提に設計され、利用団体が参加する運営協議会によって運営されている。これを含む同県の地域情報化施策に関しては、大分県DX推進課のホームページ「豊の国ハイパーネットワーク」を参照のこと（2024年8月12日取得：<https://www.pref.oita.jp/soshiki/14280/hyper.html>）。

¹⁶ 臼杵市DX推進計画の詳細については同市ホームページ「臼杵市DX推進計画の策定について」を参照のこと（2024年7月6日取得：<https://www.city.usuki.oita.jp/docs/2022033100036/>）。

¹⁷ 「デジタル3原則」についてはデジタル庁ホームページ「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を参照のこと（2024年7月6日取得：<https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program/>）。

¹⁸ 同市では2020（令和2）年4月に若手職員に将来の市役所のあり方を考える「100年市役所検討委員会」を

更新を市費で進めてきたが、令和元（2019）年度の「ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業、令和2（2020）年度の「光化促進事業」および「高度無線環境整備事業」、令和3（2021）年度の「高度無線環境整備事業」（繰り越し分）によって市内全エリアの光化整備が完了している。合わせて令和4年度に大分県豊の国ハイパーネットにおける臼杵市所有分を市費で更新している。

臼杵市での行政デジタル化を考える場合は、この地域イントラネットの活用が重要になっている。デジタル田園都市構想国家構想交付金に関して、同市は以下の2件が採択されている。令和4（2022）年度は「書かない窓口構築」で採択され、令和5年度より本格稼働している。これは職員が聞き取りを行った上で申請者がデジタル署名をおこなうものであり、関連部署の申請書にも署名が印字されるようになっていく。将来は自宅からのオンライン申請を目指すことが考えられている。

令和5（2023）年度には「データ連係基盤構築に伴う公共交通ロケーションシステム及び観光情報サービス」が採択されている。これは地域イントラネットを基盤として都市OSをプラットフォームとして利用し各システムのデータを紐付けして横断的に利用するものであり、この時点で大分県では初の導入事例となる¹⁹。これには民間事業者も対象に含まれ、1つの臼杵IDでユーザのデータを収集するだけでなく、ユーザ側にもデータを返すことを目的としてい

る。将来的には下記の「うすき石仏ねっと」（以下、「石仏ねっと」）との連携も検討されていた²⁰。

交通分野ではコミュニティバスやスクールバスのGPS情報を収集して運行情報を通知することが計画されている。また、観光分野ではネット上の臼杵市の観光マップにユーザが観光情報を書き込めるようにすることで、これを観光事業者が利用して活用できるように考えられている。また、ケーブルネットワークの課題である双方向性の解決につながることを期待されていた。令和5（2024）年度内に本格稼働が予定されている。

同年度には他に「予約付きオンライン相談窓口」と「窓口キャッシュレス化」の事業が採択されている。前者は市や地域振興協議会への相談の際に、自宅からの相談に県外在住の相談者の子などが参加できるようにするものである。事前に予約し担当者の在庁時に相談できるようにするためである。また、後者はクレジット、交通系カード、QR決済が可能で、合わせて自動釣り銭機の導入が予定されていた。システムは現金とキャッシュレスが別勘定にならないものが選定されている。

また、この時期には、行政デジタル化の一環として、事業継続計画（BCP）関連の事業も行われている。令和3（2021）年度には「端末仮想化事業」が実施され、ローカル端末にデータを保存させないようになった。令和4-5（2022-2023）年度には「庁内LAN無線化事業」

発足させたが、その事務局も担当している。

¹⁹ 都市OSはスマートシティ構想におけるデータ連係基盤として位置づけられている。令和5年版『情報通信白書』第2部「情報通信分野の現状と課題」第6節「ICT利活用の推進」の（3）「スマートシティ構想の推進」を参照のこと（2024年7月6日取得：<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r05/html/nd256230.html>）。

²⁰ 急ぎの連携の要望があるが、医院間でのセキュリティのあり方の違いにより進んでいないとのことだった。

によって総合行政ネットワーク（LGWAN）²¹に接続する端末すべてが無線接続となり、ICカードで利用者を認証している。これによりペーパーレス化も推進された。

令和4年度には「クラウドPBX更新・職場携帯のスマホ化」を行い、臼杵庁舎内に設置していた電話交換機をクラウド化し、職員に業務用のスマートフォン端末を配布している。令和5年（2023）年度には「ネットワーク障害復旧訓練」を、上位システムを一時的に切断し、システム障害時にできる業務とできない業務についての理解を深めるために行っている。

この他、行政デジタル化に関しては前述の令和4年策定のDX推進計画に基づき以下の事業が行われている。「ぴったりサービスの拡充」はデジタル庁が進めるマイナポータルでの「ぴったりサービス」²²の指定業務26に加えて、罹災証明に対応できるようにした。「電子申請の拡充」は大分県が大分市を除く県域統一で導入した汎用的電子申請システムを導入したもので、これにより他自治体の行政文書のフォーマットが利用できるようになった。「クラウドペーパーレス会議システムへの更新」では外部クラウドサーバを利用して専用端末70台を運用するもので、参加者の多い会議などで活用されている。

「テレワークシステムの導入」は、民間サー

ビスを利用したもので、当初は新型コロナ対策として始まった。働き方改革として実施しており、在宅の利用には専用の端末が必要になるが、調査の時点で累計2,000日以上使用されており、大分県でも突出した利用実績であるとのことだった。

「BPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）」は全庁調査により業務の洗い出しを行ったもので、専門性が不要で職員が行わなくてもよい業務を抽出し、自動化の可否について検討している。令和4年度は3業務で自動化を実施したとのことである。

地域イントラネットの活用

次に行政デジタル化以外に、臼杵市が継続的に行っている地域ネットワーク事業について触れる。平成12（2000）年度からの事業がケーブルテレビネットワークの整備として始まったことから分かるように、臼杵市ではケーブルテレビ事業が重要な位置を占めている。上記の基盤整備の面だけでなく、ケーブルテレビは防災などの市からの情報を直接市民に伝達する手段となっている²³。そのため市民の加入率を上げることが重要になるが、ここ数年間は84%程度で推移しており、十分な加入率であるとのことだった²⁴。

ケーブルテレビネットワークは放送だけでなく

²¹ LGWAN については地方公共団体情報システム機構ホームページの「総合行政ネットワーク」を参照のこと（2024年7月6日取得：https://www.j-lis.go.jp/lgwan/cms_15.html）。

²² 「ぴったりサービス」については、デジタル庁ホームページ「行政手続のオンライン化」を参照のこと（2024年7月6日取得：https://www.digital.go.jp/policies/administrative_procedures_online/）

²³ 自主放送チャンネルにおいてプッシュ型の防災情報を提供している。

²⁴ 放送事業は公設民営化され、2016年にそれまで業務委託を受けていた臼杵ケーブルネット株式会社が市に代わって事業主体となっている。臼杵ケーブルネット株式会社については同社ホームページを参照のこと（2024年7月12日取得：<https://unet.co.jp/>）。また同社は令和元（2019）年度総務省「高度無線環境整備事業」を利用して家庭用 Wi-Fi 機器を加入者に無料配布している。同事業については総務省ホームページ「高度無線環境整備推進事業」を参照のこと（<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/purpose/koudo/index.htm>）。

く、地域イントラネットとして活用することが当初からの課題となっていた。これに関しては石仏ねっとが活用事例として挙げられる²⁵。石仏ねっとは臼杵市医師会が中心となって平成24（2012）年より運用開始された地域医療・介護・保健情報連携システムである。これは医療、介護施設、訪問介護、調剤薬局など参加機関のデータを電子化して相互利用するシステムである。また2018年より電子母子手帳アプリ「ちあほっと」²⁶が導入され、個人でも予防接種や乳幼児検診結果の閲覧ができるようになってきている。

市民が石仏ねっとを利用するには石仏カードの利用が必要だが、令和5（2023）年7月末時点で同市の約36,000人に対して24,000枚以上が発行され、人口世帯の60%以上で利用されている。市民には「お薬手帳」として利用されている。利用者の服用している薬の飲み合わせについて薬局から医師に連絡が行くようになっていく。マイナンバーカードはデータの反映が翌月となるが、石仏ねっとでは直ちに反映される仕組みになっている点がメリットとなっている。

ちあほっとは同時点でダウンロードが650を超え、それを利用するための連携キーの発行数は1,700を超えている。これについて同市では年間の出生数と連携キーの追加登録数を踏まえると、ほぼ市内の子供がカバーできているとし、特に石仏ねっとにより予防接種の情報が利

用できることが利点であると考えている。

また、石仏ねっとにも関連して、イントラネットを活用した防災関係の事業としては、市内の医療救護所で石仏ねっとを利用できるようにするために無線環境を整備する計画があり、令和5（2023）年度には3カ所での整備が予定されていた。これは災害派遣医療チームも閲覧することを想定した仕様が検討されていた。

当初の臼杵市の地域情報化事業の柱の1つとして総務課で企画されていた市民向けパソコン教室は平成30（2018）年度に廃止されたが、これに代わるデジタルデバйд対策として、令和3（2021）年度より市の施設5カ所でスマホ教室を開催している。これは、市の直接の事業ではなく民間企業が申請した総務省「デジタル活用支援事業」²⁷の連携事業者として臼杵市が開催しているもので、市は広報と施設提供を行っている。

このように臼杵市の地域イントラネット事業は単なる行政デジタル化に留まるものではないことが分かる。当初から当時の事業では、情報通信を活用した行政とユーザとしての市民との関係を重視しているが、この点は今回紹介した事業においても見ることができる。データ関係基盤においても各領域のデータ関係に留まらず、市民への通知の可能性が検討されていた²⁸。この点にも独自の地域情報インフラを保有する臼杵市の地域イントラネット事業の独自性を見

²⁵ うすき石仏ねっとは各分野の関連組織により構成されるうすき石仏ねっと運営協議会により運営されている。詳細は同ホームページを参照のこと（2024年7月10日取得：<http://usukisekibutsu.projectz12.sky.linkclub.com/>）。

²⁶ 臼杵市ホームページ「臼杵市版電子母子手帳「ちあほっと」」を参照（2024年7月10日取得：<https://www.city.usuki.oita.jp/docs/2014020500134/>）

²⁷ 「デジタル活用支援推進事業」については総務省情報流通行政局情報流通振興課「デジタル活用支援推進事業について」（2021年2月17日）（2024年7月12日取得：https://www.soumu.go.jp/main_content/000734080.pdf）及び「「デジタル活用支援」ホームページを参照のこと（2024年7月12日取得：<https://www.digi-katsu.go.jp/>）。

²⁸ これについては個人を特定する必要があるため、マイナンバーカードとの連携が検討されていた。

ることができる。

3-3 行政デジタル化における地域の固有性

前節で臼杵市のデジタル化事業を見てきたが、そこでは地域イントラネット事業と関連付けられており、自主管理する地域イントラネットを臼杵市が保有することが大きな強みとなっている。前述の都市 OS でのユーザとの双方向の利用や石仏ねっとにみられるように、すでに機能している地域の共通インフラの存在が、デジ田構想で見たような全体のデジタル・システムの下位システムにとどまらない地域利用を可能にしていると考えられる。

この点で臼杵市の事例は、量的最適化という点で汎用的なデジタル化事業が、地域社会を志向し自主的に運営される地域イントラネットのもとで行われていることが分かる。その点では地域社会のデジタル化において、地域イントラネットが地域組織による制度的運用という社会的文脈を持つことにより中間領域でのアーキテクチャとして機能していると理解することができる。

そこではデジタル・インフラやサービスの運営に地域社会内のセクターが制度的に関与しており、またユーザがそのような制度としてのアーキテクチャによって行動を間接的に社会的文脈へと方向付けされるのならば、それはデジタル化が進む社会の機能的空間における中間領域としての社会的枠組みとして機能していると考えることができるのではないだろうか。

この点は、商用サービスが優先的に普及し情報環境が整う大都市圏や中核都市とは異なる、地方の地域社会でのデジタル化のあり方を示していると言える。情報化・デジタル化は地域社会を変えるプロセスだが、臼杵市の20年を超え

る自主的で蓄積的な地域イントラネット事業において、同市のデジタル化事業は汎用的な技術の導入である「地域のデジタル化」ではなく、地域社会を志向して構想された「デジタルの地域化」と捉ええることができる。この点は地域社会における社会的中間領域の可視化という論点において大きな意味を持っている。

4 デジタル領域における社会的中間領域の意味

本論文では全体化と個人化が進むなかで地域社会が社会の中間領域としていかに可視化されるのかを問うことを課題とした。まずデジタル化を志向する社会ビジョンを考察し、現代社会の変革において量的最適化をおこなう全体システムの構築が目標とされることが分かった。そこでは前述のデジ田構想で進められるデジタル化事業は下位システムとしての地域社会をデジタル化する意味があることを確認した。また、その一方で、この最適化に社会的な過程を組み込む余地についても確認できた。

つづいてデジタル領域に関する現代社会研究の検討からは、社会システムの機能化が進展する現代社会はデジタルネットワーク上の情報処理サービスやデバイスなどの非人間的要素と人間、その間の相互作用を構成要素とする社会として理解されることが確認できた。

以上の先行研究の検討からは地域社会のデジタル化の急速な進展、それによる地域社会の質的要素の捨象による不可視化の進展が想定された。このような状況にある地域社会において社会的中間領域を可視化するためには、デジタル領域において何らかの社会的装置の導入を検討することが必要になる。そのための手がかりとしての中間領域でのアーキテクチャの社会的意

味の検討をおこない、アクターの行動を方向付ける社会的に可視的な制度的装置としての可能性について考えることができた。

この論点を検討するために臼杵市の地域イントラネット事業を事例して取り上げたが、そこではデジ田構想にもとづく事業や主体的行政デジタル化の実施の一方で、地域イントラネットとしての自主的事業が実施されていることを見た。同市ではそれまでの事業により構築された固有の地域情報インフラの保有と利活用が、汎用的性格をもつデジタル化においてより地域社会を志向するあり方を基礎づけていることが分かった。ここから、デジタル技術の導入によるシステムの変革としての「地域のデジタル化」とは異なる、自主的な価値と目標をもつ主体的な「デジタルの地域化」としてのあり方を見ることができた。

では以上の考察を踏まえて、デジタル社会における地域社会の生活領域としての可視化の意味と可能性はどのように考えられるのだろうか。第2章で見たような汎用的なデジタル化によりデジタル・システムとユーザとの関係は機能的なサービス化が進むと考えられる。それがユーザの側からのシステムの設計などに関する不透明性が高まる一方でユーザの受動的な享受の拡大を意味するならば、東が全体社会の位相でのアーキテクチャにおいて「環境管理型権力」として危惧する状況の深化と捉えることもできる。

デジタル・システムのユーザレベルでは、第2章で見たように人間と非人間の要素との相互作用が自明となり、他者や、他者との共在にお

いてより機能的・道具的な性格が強まる方向に変化している。これに対して中間領域のアーキテクチャの観点からは、ユーザとしての人間が間接的にでも関与可能な社会的装置が想定された。このようなデジタル化がすすむ社会システムにおいて人間と人間との社会的相互性が現れると期待されるのが、地域社会のデジタル・インフラ上で稼働する社会的装置であり、そこでの地域社会のアクター間の協働であると考えられる。この点にデジタル社会における社会的中間領域のもつ意味を求めることができる。

デジタルな情報領域は地域社会の不可視化のひとつの要因であるが、そこにおいて中間領域のアーキテクチャが協働をもたらし社会的装置として機能することによってアクターの活動が媒介されることで、デジタル領域においても地域社会として社会的な枠組みとしての意味を持ちうる中間領域の形成が想定される。そこではデジタル・データとして機能する個人の生活活動において中間領域を可視化を期待することができる。

ただし、本論文ではデジタル領域における地域社会の可視化の一形態について考察したに過ぎない。それは「共に在る」という意味で可視化されうる社会的中間領域を、これまでのような地理的空間にもとづく範域に依拠し、社会関係が境界維持的に蓄積したものとして理解することを意図するものではない。本論文で取り上げたデジタル領域での社会的中間領域は、他者との生活圏の共有を機能的なデジタル領域において可視化する契機となりうる1つのあり方として考えている²⁹。

²⁹ デジタル領域での社会的中間領域については、ユーザのネットワーキングによる社会的中間領域の形成も注目されるが、本論文でのアプローチは生活空間の共有という観点を重視し、現代的な地域社会という社会的中間領域について考察したものである。

デジタル領域だけでなく、それ以外の社会領域においても、多様な範囲とつながりの強さをもつ中間的領域が形成されうるのであり、社会的中間領域としての現在の地域社会は同心円状に重ならない複層的で選択的な生活圏の集まりと理解することになると想定される（城戸 2018: 15-16）。このように現代社会の地域社会を理解した上で、前述の地域社会のアクターの関与するデジタル領域での社会的装置の存在が重要になるとするならば、その1つのあり方としての地域社会のデジタル・インフラの社会的意義があるのではないだろうか。

参考文献

- 東 浩紀, 2007, 「情報自由論」, 『情報環境論集 東浩紀コレクションS』, 講談社: 9-205.
- Bauman, Z., 2000, *Liquid Modernity*, Cambridge: Polity Press. (=2001, 森田典正訳『リキッド・モダニティ——液状化する社会』, 大月書店.)
- Beck, U., 1986, *Risikogesellschaft*, Frankfurt am Main: Shurkamp Verlag. (=1998, 東廉・伊藤美登里訳『危険社会』, 法政大学出版局.)
- Elliott, A., 2019, *The Culture of AI: Life and the Digital Revolution*, Oxford: Routledge. (=2022, 遠藤英樹・須藤廣・高岡文章・濱野健訳『デジタル革命の社会学——AIがもたらす日常世界のユートピアとディストピア』, 明石書房.)
- 遠藤薫, 2018, 「第1章 共生のためのサイバー・コミュニティ」, 横幹〈知の統合〉シリーズ編集委員会編, 2018, 『ともに生きる地域コミュニティ——超スマート社会を目指して』, 東京電機大学出版局: 1-19.
- 服部哲・松本早野香・吉田博, 2018, 「第5章 「思い出」をつなぐネットワークからCommunity 5.0へ——宮城県山元町の復興支援活動より」, 横幹〈知の統合〉シリーズ編集委員会編, 2018, 『ともに生きる地域コミュニティ——超スマート社会を目指して』, 東京電機大学出版局: 57-74.
- 城戸秀之, 2002, 「地域社会の「中」での情報化とは何か——大分県臼杵市の地域情報化基盤整備事業を事例として——」, 鹿児島大学経済学会『経済学論集』58号: 45-65.
- , 2004, 「IT化の推進と地域社会の情報化——大分県臼杵市の事例をもとに——」, 鹿児島大学経済学会『経済学論集』61号: 49-64.
- , 2009, 「地域情報化におけるリスクとソーシャル・キャピタル——大分県の事例をもとに」, 『西日本社会学会年報』第7号, 西日本社会学会: 29-44.
- , 2010, 「『地域の情報化』から『情報の地域化』へ——地域情報化における現代社会論的視点に関する試論——」, 『経済学論集』75号, 鹿児島大学経済学会: 1-10.
- , 2014, 「現代社会における社会空間の変容と地域情報化の社会的位相に関する試論——大分県3市のケーブルテレビ事業を事例として」, 『経済学論集』第83号, 鹿児島大学法文学部, 57-74.
- , 2015, 「地域再生における地域情報化の社会的役割について——大分県臼杵市の事例をもとに」, 『経済学論集』第85号, 鹿児島大学法文学部, 23-39.
- , 2018, 「生活圏としての地域社会の社会的認識に関する現代社会論からの試論——大分県臼杵市を事例として——」, 『経済学論集』第91号, 鹿児島大学法文学部, 1-19.
- , 2019, 「『当事者性』からみた現代の地域社会における生活圏の認識に関する試論——大分県臼杵市を事例として——」, 『経済学論集』第93号, 鹿児島大学法文学部, 1-19.
- , 2020, 「現代社会論の視点から見た地域情報化の社会的課題について——中間領域のアーキテクチャとしての地域情報インフラ」, 『経済学論集』95号, 鹿児島大学法文学部: 87-104.
- , 2022, 「現代社会論から見たデジタル社会における地域情報化の社会的役割——現代社会における中間領域としての地域社会に関する一考察」, 『経済学論集』第99号, 鹿児島大学法文学部: 1-19.
- , 2023, 「デジタル化する社会ビジョンにおける地域社会の可視化に関する一考察——現代社会論の視点から見た地域デジタルインフラの社会的意味——」, 『経済学論集』101号, 鹿児島大学法文学部, 1-18.
- 北村順生, 2018, 「第4章 映像アーカイブの活用による地域コミュニティの文化的再生」, 横幹〈知の統合〉シリーズ編集委員会編, 2018, 『ともに生きる地域コミュニティ——超スマート社会を目指して』, 東京電機大学出版局: 43-55.
- Latour, B., 2005, *Reassembling the Social: An Introduction to Actor-network-theory*, Oxford University Press. (=2019, 伊藤嘉高訳『社会的なものを組み直す—

- ーアクターネットワーク理論入門』法政大学出版局.)
- Lessig, L., 1999, Code and other laws of Cyberspace, New York: Basic Books. (山形浩生・柏木亮二訳『CODEーインターネットの合法・違法・プライバシー』, 翔泳社, 2001年.)
- 尾野 徹, 1994, 『電脳之国「COARA」——パソコン通信・インターネットがつくるグローバルな地方』, エーアイ出版.
- Ritzer, G., 2004, The Globalization of Nothing, London and Delhi: Pine Forge Press. (= 正岡寛司監訳, 山本徹夫・山本光子訳『無のグローバル化』, 明石書店, 2005年.)
- 総務省『令和5年版『情報通信白書』(2024年7月6日取得: <https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r05/pdf/index.html>).
- 鈴木謙介, 2009, 「設計される意欲——自発性を引き出すアーキテクチャ」, 東浩紀・北田暁大編, 2009, 『思想地図 vol.3 特集・アーキテクチャ』, 日本放送出版協会: 110–135.
- 土橋臣吾, 2021, 「第2章 アクターネットワーク理論——アフター・テレビジョンを組み直す」, 伊藤守編著『ポストメディア・セオリーズーメディア研究の新展開』ミネルヴァ書房: 50–72.
- Urry, J., 2007, Mobilities, Cambridge: Polity Press. (= 吉原直樹・伊藤嘉高訳『モビリティーズ——移動の社会学』作品社, 2015年.)
- go.jp/
デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画」
2024年7月6日取得: <https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program/>
デジタル庁「行政手続のオンライン化」2024年7月6日取得: https://www.digital.go.jp/policies/administrative_procedures_online/
デジタル庁「デジタル田園都市国家構想」2024年8月5日取得: https://www.digital.go.jp/policies/digital_garden_city_nation/
総務省「地方行政のデジタル化」2024年8月3日取得: <https://www.soumu.go.jp/denshijiti/index.html>
総務省「デジタル活用支援」2024年7月12日取得: <https://www.digi-katsu.go.jp/>
地方創生「デジタル田園都市国家構想交付金」2024年8月3日取得: <https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html>
経済産業省「デジタルガバナンス・コード2.0」2024年8月3日取得: <https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913002/20220913002.html>
地方公共団体情報システム機構「総合行政ネットワーク」2024年7月6日取得: https://www.j-lis.go.jp/lgwan/cms_15.html
大分県DX推進課2024年8月12日取得: <https://www.pref.oita.jp/soshiki/14280/hyper.html>
臼杵市2024年7月12日取得: <http://www.city.usuki.oita.jp/>
臼杵市ケーブルネットワークセンター事業2024年7月12日取得: <https://www.city.usuki.oita.jp/categories/shimin/jorei/catv/>
臼杵市版電子母子手帳「ちあほっと」2024年7月10日取得: <https://www.city.usuki.oita.jp/docs/2014020500134>
臼杵ケーブルネット株式会社2024年7月12日取得: <http://unet.co.jp/>
うすき石仏ねっと2024年7月10日取得: <http://usukisekibutsu.projectz12.sky.linkclub.com/>
横断型基幹科学技術研究団体連合2024年8月7日取得: <https://trafst.jp/>
構想駆動型社会システムマネジメントの確立2024年8月7日取得: https://lab.sdm.keio.ac.jp/S5_JST/index.html
- ## 参照ウェブサイト
- 内閣府「デジタル社会形成基本法の概要」2024年8月3日取得: https://www.cas.go.jp/jp/houan/210209_1/siryoul.pdf
- 内閣府「科学技術基本計画及び科学技術・イノベーション基本計画」2024年8月7日取得: <https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index.html>
- 内閣府「Society 5.0」2024年8月7日取得: https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html
- 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局「デジタル田園都市国家構想」2024年8月3日取得: <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digitaldenen/index.html>
- デジタル田園都市国家構想実現会議2024年8月3日取得: <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digitaldenen/index.html>
- デジタル庁2024年8月3日取得: <https://www.digital.go.jp/>